

	訪問型サービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
--	---

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（訪問型サービスA）は、職員が利用者のお宅を訪問し、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

生活援助	家事を行うことが困難な者に対して、家事の援助を行います。 例）調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の整理など
------	---

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1人
訪問事業責任者（サービス提供責任者）	常勤 1人以上
訪問介護職員	常勤換算2.5名

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問事業責任者の氏名	田野上 里美
------------	--------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割～3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）第1号訪問事業（訪問型サービスA）の利用料

【基本部分】 ※生活援助のみ

サービス名称	基本利用料(1回)	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
--------	-----------	-----------	-----------